

### 事例3（同乗者負傷）

発進時に最後部の同乗者が座席後方に落水し、噴流を下半身に受けて重傷

概要：本船は、操縦者が1人で乗り組み、座席の最後部に同乗者A及び中央部に同乗者Bを乗せ、平成24年9月2日（日）13時50分ごろ漂泊していた兵庫県南あわじ市慶野<sup>けいの</sup>松原海水浴場の砂浜沖から発進した。

操縦者は、発進直後、後ろを振り向いたところ、発進場所付近に浮いている同乗者Aを認め、反転して近づいたところ負傷していることを知った。

#### 本船（水上オートバイ）

L r × B × D : 2.85m × 1.06m × 0.43m  
機関出力: 112kW  
進水年月: 平成19年4月



ウォータージェット推進装置の噴出口からの噴流  
（本件のものではありません）

本船は、漂泊していた海水浴場の砂浜沖10m付近から発進した

操縦者は、同乗者に対して発進時、「行くよ」と声を掛けたものの、同乗者の了解の合図や同乗者が落水を防止する体勢をとったかどうかの確認をしていなかった

同乗者Aが、座席後方に落水し、ウォータージェット推進装置の噴出口からの噴流を下半身に受け、下半身開口部から体腔内に水が入って負傷した

同乗者Aは、水着を着用して上半身には救命胴衣を、下半身には短パンをそれぞれ着用していた

操縦者は、発進直後、後ろを振り向いたところ、約20～30m後方の発進場所付近に浮いている同乗者Aを認めた

本船後部座席下部には、強い水圧を受けた場合の危険性と身体を保護できる衣服の着用などを知らせる「警告」が、ラベルとして添付されていたが、所有者が外装を塗り変えた際に剥がされていた

操縦者は、反転して同乗者Aに近づき、同乗者Aが痛みを訴え、出血していたことから、負傷したことを知った

気象：天気 晴れ  
風向 西北西、風力 2  
海象：波高 約0.5m

#### 再発防止に向けて（事故防止策）

- ・水上オートバイ航走時の注意事項や乗船者の落水による危険性について、十分に理解し、また、同乗者に対し、落水した際の噴流による負傷の危険性を説明すること。
- ・発進時、同乗者に注意を行い、同乗者が落水を防止する姿勢を取ったことを確認し、また、急激な加速操作を行わないこと。
- ・水上オートバイに同乗する者は、落水した際のジェット噴流による負傷に備え、身体を保護できるウェットスーツパンツ等を着用すること。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成26(2014)年2月28日公表）  
[http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-15\\_2012kb0125.pdf](http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2014/MA2014-2-15_2012kb0125.pdf)